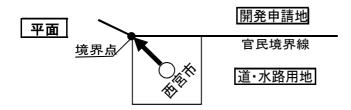
# 開発 境界標埋設等について

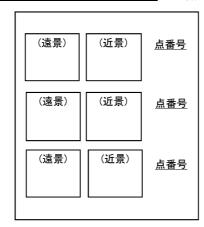
## 1. 埋設方法

- ・矢印の先端が境界点を指し、かつ境界標の1辺が官民境界線に沿うようにして下さい。
- ・また、**道・水路の構造物と面一になるよう埋め込むように**して下さい。

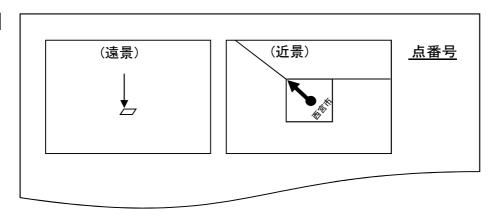




- 2. 埋設状況の写真 (A4カラー、紙媒体で1部提出(メール不可)、各境界点の位置がわかる図面添付)
  - ·以下のレイアウトを参考に作成してください。
  - ・開発地に係る道水路の折れ点及び隣接地との後退前後の官民境界点につき、写真を提出して下さい。
  - ・この際、**市境界標以外の境界標が設置されている官民境界点も含めて**写真を提出して下さい。
  - ·官民境界点には点番号を付け、各境界点の位置がわかる図面を添付下さい。
  - ・また、提出するA4用紙の枚数削減にご協力下さい。(両面刷り可)







<u>※一般の境界標(民プレート・民杭)は、市が管理する道水路敷き内には設置しないで下さい。</u> <u>撤去していただくことがあります。</u>

#### 西宮市所定境界標の購入について

西宮市土木調査課 開発担当 (0798-35-3697)

西宮市所定境界標は事業者様で購入してください。境界標は「西宮市道水路境界標識設置仕様書」に準じたものとします。

### ※注意事項

- ・購入先の指定はありません。
- ・必要数量は、完了検査時に確定します。
- ・金額や納期については、購入先へご確認ください。
- ・境界標は市の許可なく設置しないでください。
- ・境界標は完了検査で「検査支障なし」と判断された後に埋設してください。
- ・埋設後に余った境界標は、市で買取りや引取りは行ないません。

## ※境界板の規格 (「西宮市道水路境界標識設置仕様書」より抜粋)

